

学校法人村崎学園役員退任慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は学校法人村崎学園の役員の退任慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 退任慰労金の支給対象者は学校法人村崎学園の役員（理事長・理事・監事）とする。

(退任慰労金の支給)

第3条 退任慰労金は役員が退任したとき本人に支給する。ただし、死亡による退任の場合はその遺族に支給する。

(支給基準)

第4条 理事長の退任慰労金の額は退任の日における本俸月額に在任期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上 4年以下の期間については1年につき100分の125
- (2) 5年以上 8年以下の期間については1年につき100分の150
- (3) 9年以上12年以下の期間については1年につき100分の175
- (4) 13年以上の期間については1年につき100分の200

2 理事・監事の退任慰労金の額は基準額を学長職にある者は10万円とし、その他の者は5万円として、その計算方法を前項の例による。

(退任慰労金の増減支給)

第5条 特別の事由がある者については理事会の議を経て支給額を増減することができる。

(在任期間の計算)

第6条 在任期間の計算は就任の日から退任までの年数とし、在任1年未満の端数月は1年として計算する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の決議によらなければならない。

附則 この規程は、昭和61年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。